

沿岸広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年3月27日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 吉里吉里釜石線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第9地割1番2地先から第8地割133番1地先まで	新	A m 28.8~4.2	m 158.3
		B 35.9~8.3	158.3
		C 73.5~4.1	59.2
釜石市片岸町第8地割101番3地先から94番4地先まで	旧	A 28.8~8.3	158.3
		B 35.9~8.3	158.3
		C 73.5~17.8	214.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部
- イ 期間 令和2年3月27日から同年4月27日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 106号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市古田第1地割95番1地先から川井第4地割10番1地先まで	新	A m 88.0~8.5	m 2,367.0
		B 75.5~14.7	2,277.0
	旧	A 86.2~8.5	2,367.0
		B 75.5~14.7	2,277.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- イ 期間 令和2年3月27日から同年4月27日まで